

三原市立第一中学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日

1 はじめに

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条により、本校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

いじめ防止対策推進法

第 13 条 （学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条を踏まえ、

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

尚、起こった場所は、学校の内外を問わず、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うものとする。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

3 いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、その特質を理解する必要がある。本校では、いじめ問題の基本認識を次のようにとらえる。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として許されない行為である。

- ③ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方にも大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止についての基本的な方向

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

(1) いじめの防止

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には、命の大切さについての指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる必要がある。また、生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携をして情報の収集にあたる。

(3) いじめへの対処

いじめの早期解決のために、全教職員が一丸となって問題の解決にあたる。いじめ問題を発見した時には、学級担任が一人で抱え込むことなく、学校長の指導のもと、組織として対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。情報収集を綿密に行い、複数での事実確認をしたうえで、いじめを受けている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりすることや、見て見ぬふりをするここと及び知らん顔をするこことも「観衆」・「傍観者」として、いじめに加担しているということを指導する。また、学校内だけでなく、スクールカウンセラーや心の教室相談員、教育委員会等との連携を取りながら、指導にあたる。

(4) 地域や家庭との連携について

いじめ問題が発生した時には、家庭との連携を密にし、学校側の取組についての情報を

伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導にいかす。

(5) 関係機関との連携について

関係機関との連携を行い、校内だけで問題解決したということにしない。また、学校や家庭には話せないという状況があれば、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

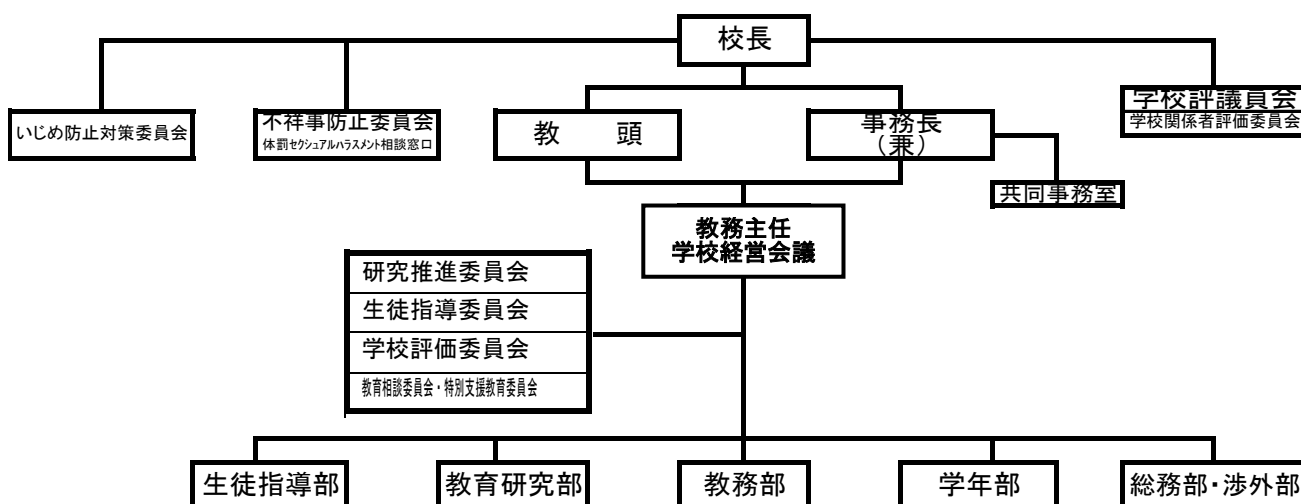
5 組織の設置について

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための、予防的・開発的な取組みをあらゆる教育活動において展開することが求められる。そこで、いじめ問題への組織的な取組みを推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や実態に応じた取組になるようにする。

(1) 構成員

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(2) 組織図



※ 定例のいじめ防止対策委員会は、月に2回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時には、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し、対応する。

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、朝会等で報告し、周知徹底させる。

(3) 年間指導計画

月	いじめ防止対策委員会	校内研修等	保護者連携・広報	関係機関との連携
4	方針確認、実施計画策定	方針確認 生徒指導研修	PTA 役員会・総会 学級懇談会	連絡先・担当者の確認
5		個別面談	参観日・学級懇談会 あいさつ運動	学警連総会
6	アンケートの検討・実施		あいさつ運動	
7	アンケートの検証 1 学期の振り返り		三者懇談	犯罪防止教室
8		生徒指導研修		
9		個別面談	あいさつ運動	
10			参観日・学級懇談会 あいさつ運動	
11	アンケートの検討・実施		参観日・学級懇談会 あいさつ運動	
12	アンケートの検証 2 学期の振り返り	生徒指導研修	三者懇談	犯罪防止教室
1			参観日・学級懇談会 あいさつ運動	
2	アンケートの検討・実施	個別面談	参観日・学級懇談会 あいさつ運動	入学説明会 (携帯・スマホ)
3	アンケートの検証 1 年の振り返り			
備考				

6 生徒指導体制、教育相談体制について

【本校の生徒指導目標】 ☐ 一人ひとりを大切に心のこもった細かい取り組みを行う（積極的生徒指導） ☐ あいさつ運動を推進し、コミュニケーション能力を育成する ☐ 生徒指導の三機能を活かし、あらゆる教育活動において自己指導能力を育成する。
--

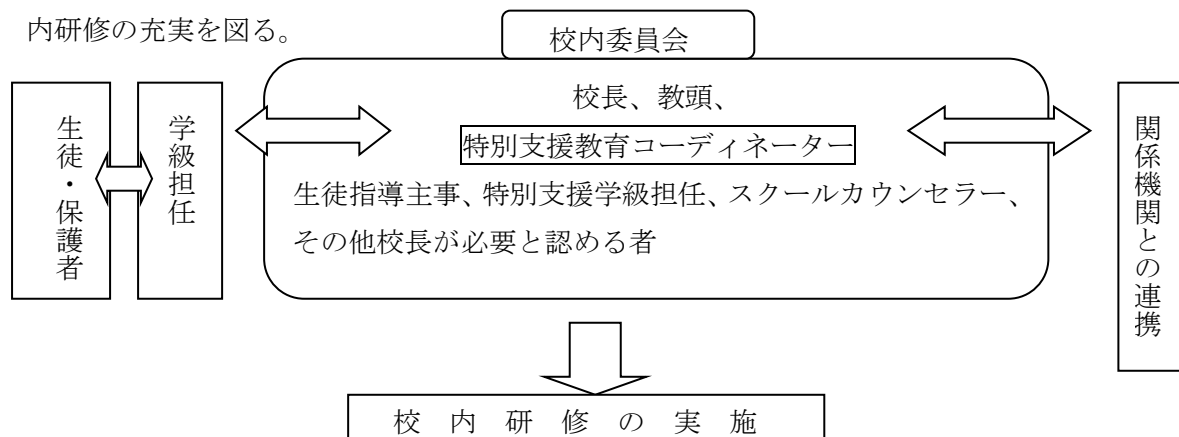
第1学年の指導目標	第2学年の指導目標	第3学年の指導目標
中学校生活の基盤となる学習・生活習慣を身につけ、互いを認め合い、大切にできる生徒に育てる。	仲間を大切に思いやり、自ら考えて何事にも積極的に取り組むことで、自分を伸ばすことのできる生徒を育てる。	最高学年としての自覚を持ち、自分の言動に責任を持てる生徒に育てていく。

各教科・領域における指導目標			
各教科	学級活動	学校行事・生徒会	その他
確かな学力を身につけ、また、生徒一人ひとりが認め合うことができるように取り組んでいく。 (積極的生徒指導)	学級での役割を自覚し、自主的に判断し、主体的に行動して、その結果について責任を取る大切さについて自覚を深める。	学校行事や生徒会活動などを通して、学校の一員としての自覚を持ち、進んで自己の役割を果たすとともに、協力してよい校風を樹立しようとする意欲を育てる。	全ての教育活動において人それぞれの個性や立場の違いがあることを理解し、お互いが尊重し学び合う態度を育てる。

家庭との連携	地域との連携	小学校との連携	関係機関との連携
・学年通信等の活用 ・学級懇談会 ・欠席の場合は必ず連絡し、連続3日の場合は家庭訪問を行う。	・授業公開日の設定 ・学校便り等の活用 ・地域の行事への参加	・授業交流 ・小中合同清掃活動 ・学校行事等の連携 ・生徒理解のための連携	・関係機関との情報交換 ・学校通信等の活用 ・防犯教室、薬物乱用防止教室の設定

特別支援教育・教育相談委員会

- 特別支援の必要な生徒への対応や支援のあり方を研究し、一人ひとりのニーズに応じた支援を進めていく。
- 不登校や不登校傾向にある生徒、並びに生徒指導上課題のある生徒への積極的な教育相談を実施するとともに、支援の方法について検討し組織的に取り組む。
- 特別支援教育の推進や、いじめ・不登校などの諸課題について、適切な対応や支援ができるよう校内研修の充実を図る。



7 いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 未然防止のための取組

児童・生徒に関わること

- ① 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ② はやしたてたり見てみぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ③ 一人ひとりを大切にしたい分、分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意をはらう。
- ⑤ 生命尊重の心を育てる道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 正しい判断力(自己指導能力)を身につけさせる。

(道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間)

- ⑦ 進んで奉仕活動(ボランティア活動)に取り組ませる。
- ⑧ 学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。

保護者に関わること (PTA活動や学級通信・学校便りを通じて実施)

- ① 自分のものや他人の物を大切に扱うように育てる。
- ② 携帯電話やインターネットを使うときのルール作りをする。
- ③ 相手の立場に立って考えることの大切さや、友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日ごろから子供に伝える。
- ④ 地域での様々な活動や体験を通して、集団の一員としての自覚や指針を育ませる。

(2) 早期発見の取組み

児童・生徒に関わること

- ① 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、情報収集や実態把握に努める。児童生徒が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけ、話を聞く等の細かな対応をする。
- ② 個人面談やアンケートを実施したり(学期に1回)、休み時間や放課後等を利用したりして、児童生徒から情報の収集を行う。
- ③ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ④ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等へのいたづらがあつたら直ちに対応し、原因を明らかにする。

保護者に関わること

- ① 日ごろから子供の持ち物に気を配り、無くなったり増えたりしていないか観察する。
- ② 服装の汚れや乱れに気を配る。
- ③ 子どもとの会話をできるだけ多くする。

(3) いじめへの対処について

①情報を集める。

教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。また、一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
 - イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
 - まず被害者からの聴取をする。
 - いじめた生徒に対する聞き取りを行う。複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ※発見・現場認知の場合は被害者・加害者への聞き取りを同時進行で行う。

②指導・支援体制を組む

正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(いじめ防止対策委員会が中心となり、生徒指導部、学級担任・学年担当、養護教諭などで役割分担)

- いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
- その保護者への対応
- 教育委員会との連携や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ防止対策委員会」でより適切に対応する。

③－A 生徒への指導・支援を行う

※「いじめ防止対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対する指導・支援》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

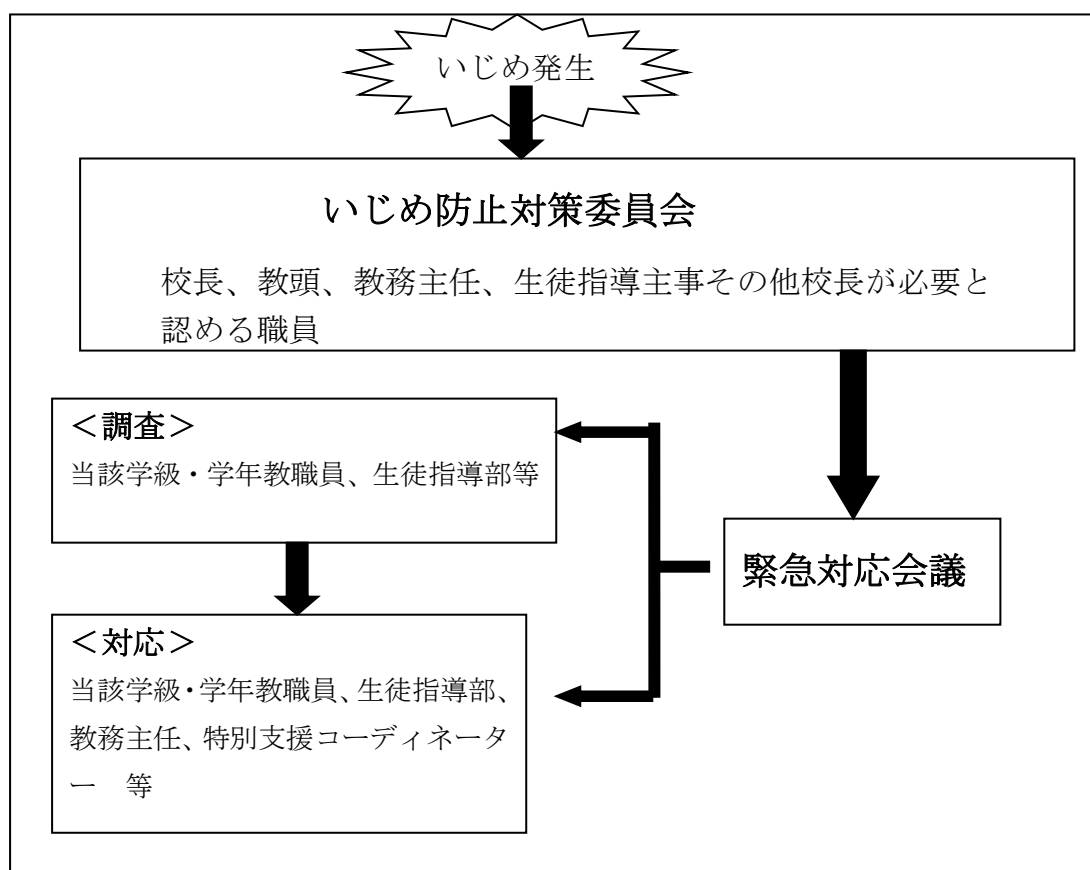
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対する指導・支援》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や趣味などでの的確に発散できる力を育む。

《被害・加害以外の生徒に対する指導・支援》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。



《いじめ防止対策委員会》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

（４）重大事態への対処について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合 等）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

- ① 重大事態が発生した旨を、三原市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 緊急いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ⑤ 事案によっては、マスコミ対応も必要となる場合もある。その時には、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(5) 基本方針や取組についての検証・修正等について

毎学期 1 回、基本方針や取組内容について検証（評価アンケート等）し改善を図る。

＜ 指導体制チェックポイント ＞

- ① いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」に組織的に取り組んでいるか。
- ② いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修等の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ③ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応しているか。

8 教職員の資質能力向上について

以下の 3 点について、研究推進委員会、特別支援教育・教育相談委員会等と連携をとりながら、年間計画に位置づけた研修を行う。

① 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を実施する。

- 生徒理解に関すること
- 事例研修・講師招聘による研修
- 教育相談に関すること

② 授業改善の推進

- 分かりやすい授業。
- 生徒指導の三機能を考慮した授業。
- 通常学級における特別支援教育の視点を取り入れた授業。

③ 学級経営の充実

- QU 等を活用した効果的な学級経営について研修。